

<<<新旧対照表>>>

○沼津夜間救急医療センター条例（昭和五十二年十月六日条例第二十五号）の一部を改正する条例新旧対照表

旧				新			
○沼津夜間救急医療センター条例 昭和52年10月6日条例第25号 第1条～第11条（略） 付則（略） 別表（第5条関係）				○沼津夜間救急医療センター条例 昭和52年10月6日条例第25号 第1条～第11条（略） 付則（略） 別表（第5条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
死亡診断書	1通	8,800円	1通増すごとに2,750円を加算する。	死亡診断書	1通	10,560円	1通増すごとに3,300円を加算する。
簡易保険・生命保険診断書	1通	5,500円		簡易保険・生命保険診断書	1通	6,600円	
自動車損害賠償責任保険等に使用する診断書	1通	5,500円		自動車損害賠償責任保険等に使用する診断書	1通	6,600円	
その他の診断書	1通	3,300円	1通増すごとに2,750円を加算する。	その他の診断書	1通	3,960円	1通増すごとに3,300円を加算する。
生命保険の死亡証明書又は裁判に関する証明書	1通	11,000円		生命保険の死亡証明書又は裁判に関する証明書	1通	13,200円	
自動車損害賠償責任保険等請求用明細書	1通	3,300円		自動車損害賠償責任保険等請求用明細書	1通	3,960円	
インフルエンザ罹患証明書	1通	550円		インフルエンザ罹患証明書	1通	1,100円	
医療費納入済証明書	1通	220円		医療費納入済証明書	1通	1,100円	
その他の証明書	1通	1,650円		その他の証明書	1通	1,980円	
死体検案料	1体	66,000円	文書料を含む。1通増すごとに2,750円を加算する。	死体検案料	1体	79,200円	文書料を含む。1通増すごとに3,300円を加算する。